

# 陳 述 録 取 書

2005年8月16日

東京地方裁判所民事第49部 御中

弁護士 浅 野 史 生

当職は、以下の者から、陳述を録取したので、その内容を報告する。なお、通訳人は坂井美穂氏である。

氏 名：アミル・ベー(Amir. B )

原告番号：N . 2 6 4

性 別：男性

生年月日：1951年2月17日（なお、KTPでは1954年生まれとなっているが、これは間違いで、正確な出生年は1951年である。）

年 齢：54歳

現 住 所：バトゥ・ブルスラット村

出 生 地：バトゥ・ブルスラット村

氏 族：ピトパン族

宗 教：イスラム教

学 歴：プサントレン中退

職 業：農業・漁業

家族構成：10人 妻(46歳、1971年に結婚)、長男(31歳)、長女(28歳)、次男(27歳)、三男(25歳)、四男(23歳)、次女(20歳)、五男(15歳)、六男(10歳)

## 1．移転前の生活状況

旧村では、6×6メートルの木造家屋に住んでいました。カンパル川からは2キロメートルほど離れていました。飲料水、水浴び、洗濯などの生活用水は、カンパル川の水を利用していました。カンパル川の水はきれいだったので、沸騰させれば、十分に飲料水として利用できました。

カンパル川では漁業を行っていました。漁獲物は、ガブス(gabus)、レレ、パティン、ニラ、タバ、シヴァンなどであり、もっぱら家庭で消費しました。家の近くには、5m×10mの大きさの二つの養魚池がありました。これは、私が造ったもので、そこではグラミ(gurami)という魚を養殖していました。月に1回収穫で5匹～7匹程度を市場に出しました。1匹は5kgくらいでした。魚が10キロほど売れると、家族が1週間くらい暮らせるくらいの収入がありました。

旧村では、4ヘクタールのゴム園と0.5ヘクタールのミカン園を所有していました。また、1.5ヘクタールの灌漑水田もありました。ヤシの木を10本持っていました。収穫した米は、家で食べるだけの分であり、出荷することはありませんでした。ゴムは市場に出荷していました。平均で1kg1000ルピア～1500ルピアで売れました。一か月あたり約20万ルピアの売り上げがありました。みかんは、家で食べたり、市場に出したりしていました。1週間あたり100kgくらいの収穫がありました。当時1kgあたり約50ルピアで売れました。

また、家の周りには、0.5ヘクタールの庭園がありました。ここでは、ココナツ、ドリアン、マンゴー、マンゴスチン、ドゥク、バナナなどの果樹を植えていました。それらは自分の家族で消費しました。

旧村での生活は、食べ物ほとんどが自給自足でまかなうことができ、食うのには困りませんでした。また、安全な飲料水の確保に頭を悩ますことはありませんでした。こうしたことから、移転後の現在の生活に比べ、当時は、はるかに楽でした。

## 2．移転の経緯

1983年12月19日にバトゥ・ブルスラット村のプサントレンで開かれた会合が開かれました。ダム建設についての会合でした。その会議は、ニニック・ママック（慣習法指導者）と村長によるものだったので参加することはできませんでした。私は、外でその会議を見ていましたが、中身はよくわかりませんでした。この会合の後に、カンパル県知事のサレー・ジャシット氏に対する要求書が提出されたことについては聞きました。日本の援助によるダムが建設され、水没するかもしれない、移転させられるかもしれないということを知りました。このダム建設が、いいことなのか悪いことなのか、よくわかりませんでした。心配になりました。妻の間では、この件については話をしませんでした。

その後、1991年4月、サレジャシッド知事と村の代表とで、バンキナンで会合が開かれました。その後の村のモスクで開かれた会合において、バトゥ・ブルスラット村が水没対象となっており、移転が必要なことを告げられました。住民の間ではかなりの騒ぎになりました。

なお、私は「移転同意表明書」には署名しませんでした。見たこともありませんでした。

その後、財産目録作成チームが家に訪れて来ました。調査員の数は5名で、家の周りを15分から30分程度、測量などをしていました。この測量には私と妻が立ち会いました。「住民財産目録書」には署名しませんでした。この「住民財産目録書」の存在も知りませんでした。

立ち退き補償金は、1994年に受け取りました。補償金を得るにあたって、ケルラハン（町）の事務所に呼び出されて、補償金の支払いの通知を受け取りました。そして、ランタウブランギン（Rantau Berangin）という町にあった水力発電所の事務所で補償金を受け取ることになりました。その場で、第1期の補償額として180万ルピアを提示されました。これは、沈んだゴム園2ヘクタールに対するものです。沈まなかったゴム園2ヘクタール分の補償はありませんでした。180万ルピアは安すぎると思いましたが、生活が苦しいので、もらわないよりもらったほうが

いいと思って受け取ることにしました。なお、補償金の受け取りの際には、国家土地庁(BPN, Badan Pertanahan Nasional)のバンキナン事務所の役人であるラザリ(Razali)の部下に手数料として25万ルピアを支払わなければなりませんでした。私も、早く補償金の支払いを受けるために、仕方なく、役人に25万ルピアを支払いました。したがって、第1期の補償金として手の中にしたのは、結局のところ、155万ルピアです。多くの住民が、私と同様に手数料として25万ルピアを支払いました。

その後、同じ1994年に、追加の補償金を受け取りました。家屋の補償とし600万ルピア、水田の補償として750万ルピアなど、合計で1500万ルピアでした。この金額も安いと思いましたが、生活のために受け取らざるを得ませんでした。

### 3. 移転後の生活状況

私は、1995年に移転しました。移転した時には、政府によって用意された住宅は、ジャングルの中に埋もれていました。そのため自分で周りの木々を取り払いました。住宅は、6×6メートルの規模の木造家屋で、屋根はトタン葺きでした。床はセメント張りでしたが、粗末な造りでした。私は、がっかりしましたが、ここに住むしかないとおきらめました。妻も嫌な気持ちであると言っていました。

新居には、井戸は備え付けられていませんでした。住宅の脇に、1×1×1メートルの規模の大きさの雨水貯水槽(PAH)が設けられていただけでした。そのため、雨水を飲用せざるを得ませんでした。しかし、それだけでは生活用水を賄い切れませんでした。特に乾季には、深刻な水不足の問題に直面しました。そのため、3キロメートルほど離れたダム湖にまで水汲みに出掛けなければなりませんでした。そのついでに、ダム湖で、水浴び、洗濯などを行いました。こうした水不足に対処するために、1996年には自分で井戸を掘りました。しかし、硬い岩盤を穿つことができないために、2メートルの深さまでしか掘れず、水質のよい水が得られない

ため、飲料水には適しません。乾季は水を得ることができないので、1時間近くかけてダム貯水池に水を汲みに行きます。

また、政府によって備え付けられたトイレは、屋外に穴を掘って、便器を板で覆っただけの簡単なものでした。洗浄施設が備え付けられていないために、排泄物が堆積し、悪臭が漂ってしまいました。今では自分で代替りのトイレを造って使用しています。

電気の据え付けは、政府の約束とは異なり、有料でした。そのため、35万ルピアの設置料を支払わざるをえませんでした。これに加えて、毎月の電気料金として、2万~3万ルピアを支払わなければなりません。頻繁に停電があります。政府の約束は守られませんでした。

移転時には、2ヘクタールのゴム農園を与えられましたが、そのゴム園には900本の苗木が植えられていただけでした。収穫はもちろんできません。その苗木もイノシシに荒らされて、ゴム樹の植え付けが行われたのは、2000年になってからです。この植え付けは、苗木、肥料などを政府から提供を受けて、自分自身で行いました。ゴム農園は、住居からは約10キロメートルも離れています。さらに、そこに行くのには、船でダム湖を横切らなければなりません。ダム湖まで1.5kmを歩きます。その後、手で漕ぐサンパン(小舟)を使う場合には4時間位かけて、モーター付きの小舟の場合にはだいたい2時間くらいかけて、ダム湖を横切ります。さらにそこからゴム農園まで3kmを歩きます。したがって、ゴム園にたどり着くまでに、長いときで半日以上を要します。こうしたことから、ゴム農園の手入れが難しいのです。2000年には600本のゴムの苗木が植え付けられましたが、現在残っているのは、200本弱にすぎません。イノシシや鹿に荒らされてしまったのです。また、ゴム樹の一部は、シロアリなどの病虫害の被害も受けています。なお、モーター付きの小舟は仲間10人くらいと一緒に購入しました。そのために、私は20万ルピア支出しました。

パラウィジャ地も0.4ヘクタールありますが、住居から4キロメートルも離れ

た場所にあります。そこでの土壌は比較的豊かです。そのため、1997年には、そこに約20本のゴム樹を植え付けました。しかし、残念ながら、これらのゴム樹は、2000年に発生した火災のために焼失してしまいました。その後、パラウィジャ地では何も栽培していません。

生活手当として生活必需品の支給がありましたが、支給された塩づけ魚は腐っていたため食べられるような代物ではありませんでした。移転地の生活が極めて苦しいものであったので、生活手当の支給は、当初は1年間の約束でしたが、もう1年のばしてもらいました。しかし、2年間の生活手当が打ち切られた後には、深刻な収入源不足の状態に陥りました。そのような状態は、現在も続いています。

私は、今は、バトゥ・ブルスラット市場の近くのテレコム工事現場の人夫の仕事もしています。1日当たりの報酬は、3万ルピアにしかありません。仕事は不安定で、毎日仕事があるわけではなく、収入がない日もあります。そんな時は、息子や近所の人からお金を借りざるをえません。そのため、私は、借金労働者の地位に置かれています。

こうした収入状況の下では、五男(中学生、イスラムの学校)の授業料の支払いも滞りがちです。しかし、私と妻にとって何よりも頭が痛いのは、六男のリスクー(Rizki)の皮膚病と眼病です。また、リスクーはいつも熱を出しています。リスクーは、移転の直前にバトゥ・ブルスラット村で生まれました。旧村では12日間を過ごしたのですが、その時点では何らの身体的異常もありませんでした。しかし、新村に移転してから1ヵ月後には、頭部に皮膚病が発生しました。皮膚の色が変わってきたのです。多くの医者に見てもらいましたが、原因が判らないばかりか、症状は日に日に悪化しました。頭部からだんだん皮膚病が広がり、1年後の1歳半には眼病が発生し、右目が腫れて見えなくなってしまいました。その後、左目も失明してしまいました。その後、皮膚病はその後全身に広がり、リスクーは、体力までもが衰えていきました。しかし、治療法は見つかりませんでした。現地の医者では対応ができず、プカンバルの医師の紹介でジャカルタの専門医を紹介されました。皮

膚病は、ケライナクリ(Kelainan Kulit)という病名ですが、ジャカルタの専門医は、皮膚病対策としては、毎日熱い湯で身体を洗うことを勧めました。また、眼病については、手術が必要であるとして、1年間のジャカルタ滞在を勧められました。しかし、リスキーは、ジャカルタ滞在を嫌がり、家に帰りたと言って、泣いてばかりいました。お金もなくなり、ジャカルタ滞在を40日で打ち切り、やむを得ず村に帰りました。専門医からは、クリーム状の軟膏をもらいましたが、その軟膏の効き目はありません。バトゥ・ブルスラット村の病院には、医師が、時々巡回してくるだけです。しかも、この医師は、皮膚病や眼病の専門医ではありません。そのため、リスキーの病因と治療法については、未だに不明のままです。このままでは、リスキーの病状が、はたして回復可能なかどうか、非常に大きな危惧を抱いており、心労が増すばかりです。

#### 4 . 結語

最後に日本の裁判所に申し上げます。私は、多くのことは望みませんが、是非とも移転前と同様の幸せな楽しい生活をしたいと切に思っております。日本の裁判所におかれては、何卒、私達の状況を理解して頂き、一刻も早く私達を救済して下さるようお願い致します。

以 上